

さいたま市告示第716号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 大門南自治会

2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所 星野 宏昭 さいたま市緑区大字大門1307番地12
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 さいたま市緑区大字大門1307番地12

3 変更年月日

- ・ 令和7年4月13日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131